

島根県社会福祉施設等の整備手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 市町村及び社会福祉法人等（以下、「市町村及び法人等」という。）が国、県、若しくは財団法人日本船舶振興会及び財団法人中央競馬馬主社会福祉財団並びに財団法人JKA（以下、「民間補助団体」という。）から交付金（国から市町村へ交付されるもの及び市町村から法人等に交付されるものを除く）、補助（負担）金又は助成金を受け、新設、増改築、修繕等の社会福祉施設等の整備（以下、「施設の整備」という。）を行う場合の手續等については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）その他別に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。ただし、民間補助団体については島根県知事の意見書が必要なものに限るものとする。

(事前協議)

第2条 市町村及び法人等は、前条に定める施設の整備を行おうとするときは、別紙様式「社会福祉施設等整備事前協議書」（以下、「協議書」という。）により、事前に島根県知事に協議しなければならない。

2 前項の協議書は、施設の整備予定年度の前年度の4月末日までに事業担当課に提出するものとする。

なお、石見地域にあつては地域福祉課石見スタッフを経由して提出することができるものとする。

(事前審査)

第3条 事業担当課は、前条により提出された協議書の審査を行い、市町村及び法人等に対し、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 前項の審査は、法令及び関係通知により行うものとする。

(施設整備及び法人認可審査会による審査)

第4条 前条の審査を経た事前協議書等について、別に定める島根県施設整備及び法人認可審査会設置運営要綱に基づく施設整備及び法人認可審査会（以下、「審査会」という。）において審査するものとする。

(関係審議会での意見聴取)

第5条 前条の審査会において審査したものについて、別に定めるところにより、島根県社会福祉審議会、島根県精神保健福祉審議会及び島根県医療審議会のうち関係する審議会の意見を聴取するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 事業担当課は、前条の審議会での意見聴取の結果に基づいて事前協議の承認の可否を決定し、市町村及び法人等に対して通知するものとする。

(協議の公表)

第7条 健康福祉部長は、国庫補助等協議を行う施設については、次の事項を公表するものとする。

- 一 設置主体の名称、事務所の所在地、施設の名称、施設の所在地（予定）、施設種別、定員、規模及び構造並びに事業開始年月日
- 二 法人設立を伴う場合にあつては、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者の氏名も公表する。
- 三 設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表する。

第8条 施設整備についての総合的な調整は、地域福祉課において行うものとする。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。